

(1) 一貫した教育支援の実現に向けて

障がいのある子どもが、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、社会全体として、その子どもの自立を生涯にわたって教育支援をしていく体制を整備することが必要です。

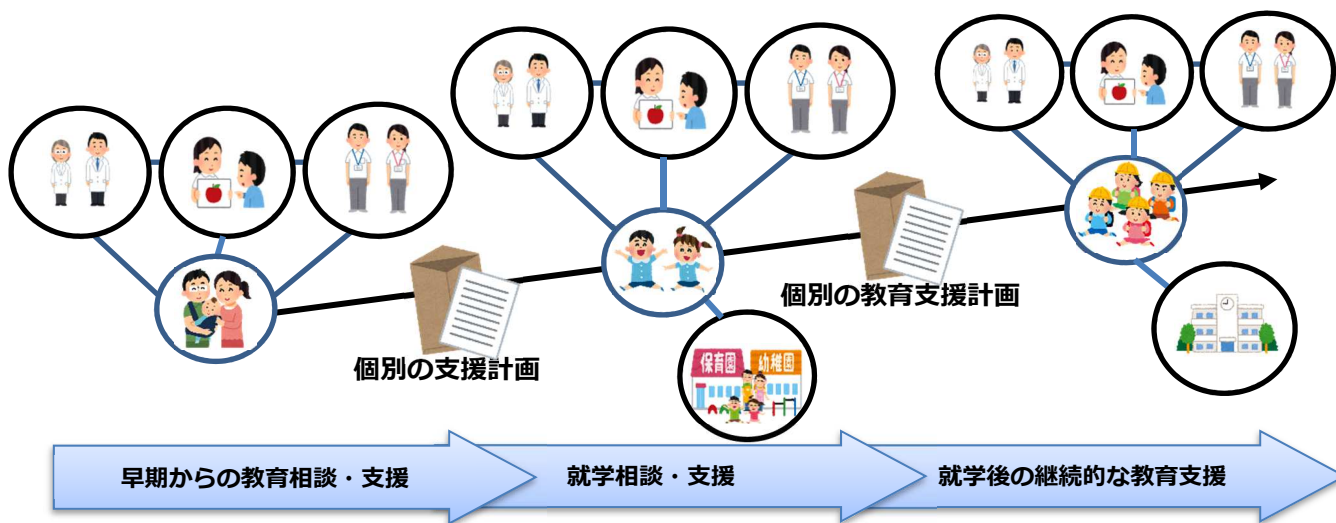
(a) 一貫した教育支援の重要性

令和3年6月に公表された「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)では、「一貫した教育支援」について下記のように示されています。

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、**早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援**の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、**個別の教育支援計画の作成・活用等の推進**を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要である。

引用：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月)P5 *下線、太字は、福島県特別支援教育センターによる

「一貫した教育支援」のイメージ



- <個別の教育支援計画の作成・活用等により期待できること>
- ① 教育的ニーズの整理
 - ② 支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討
 - ③ 関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成
 - ④ 家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
 - ⑤ 教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援



就学支援中心の「点」としての教育支援だけでなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すことが大切です。

(b) 移行期の教育支援に求められること

一貫した教育支援を進めるためには、教育支援の主体が変わる移行期（以下「移行期」）の教育支援に特に留意する必要があります。

主な移行期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等で障がいが発見されてから教育、福祉、保健等の関係機関に引き継がれる時期 ・ 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター等の障がい児通所支援施設等から小学校や特別支援学校小学部に引き継がれる時期 ・ 小学校や特別支援学校小学部から中学校や 特別支援学校中学部に引き継がれる時期 ・ 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程や特別支援学校中学部から高等学校、中等教育学校後期課程や特別支援学校高等部に引き継がれる時期 ・ 高校や特別支援学校高等部から就労先や大学等の進学先 就労移行支援機関・生活介護事業所等を利用した進路先へ引き継がれる時期



「障害のある子供の教育支援の手引」では、移行期の教育支援について次のようなことが述べられています。

移行期の教育支援とは、教育支援の対象となる子供に対し、**必要な教育支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価して必要な見直しを行うことにより、より良い教育支援を行うことができるようにすること**である。また、教育支援の対象となる子供やその保護者が、**必要な教育支援への見直しをもてるようにすることにより、不安を解消するとともに、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として障害のある子供の自立を促すことにつながるもの**である。

引用：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）P6 *下線、太字は、福島県特別支援教育センターによる

現状では子ども一人一人の教育的ニーズに対する教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する重要な情報が、**必ずしも就学先・進学先に丁寧に引き継がれ、十分に活用されているとは言えない側面もあります**。今後、より一層、**個別の教育支援計画の活用等により、学校種を超えた情報共有や引継ぎに取り組むことが重要**です。



本コーディネートハンドブックでは、一貫した教育支援の実現に向けて、私たち教員が把握しておきたいポイントについて、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にまとめました。下記のページについてもご参照ください。

- ・ I章の3 - (2) 早期からの教育相談・支援
- ・ I章の3 - (3) 就学相談・支援
- ・ I章の3 - (4) 就学後の継続的な教育支援